

地籍調査ってどんな調査！

この調査は国土調査法に基づく調査で、土地の国勢調査とも言われるたいせつな調査です。

これは近代的な測量によつて、新しい地図（地籍図）と台帳（地籍簿）をつくり、皆さんの土地の正確な位置、地形、地番、地目、面積を明らかにするものです。

本年度は東桂地区の桂町・

夏狩、境の一部（下夏狩、十日市場地域は六十三年度・鹿留地域は六十四年度）を調査します。

地籍調査について知つておきたいポイントについてまとめてみました。

（問）この調査の目的はなんでしょうか。（答）我が国における土地

地籍調査にご協力を！ 本年度は、東桂地区の 調査を実施します。



- に關する資料は、非常に貧弱であり、今までの土地の基本となつてゐる土地台帳や公団（字限図）は、あざぎりず明治の初めに作られたもので、当時の測量技術の幼稚さと、長い年月の間に現地と合わない地図として、役割が果たせない状態にあります。そこで近代的な測量によつて、皆さんの土地の正確な位置、地形、地番、地目、面積を明らかにし、地籍図と地籍簿を作ることにより、皆さんのが権利が地図と登記で保全されるのです。
- なお、この地籍図と地籍簿は法務局に送付され、土地登記簿の地番、地目、面積の記載事項が改められます。
- （問）調査の要点と調査方法はどのようにして行いますか。（答）調査の要点は、次の五つに分けられます。
- 土地登記簿に登記されている事項と現況が合つてゐるか。
 - 登記は適正であるか。
 - 登記もれのものがないか。
 - 地図の表示は現況と合つてゐるか。
 - 筆界はどこからどこまでか。
- （問）一筆調査前に準備するものがありますか。（答）市では、調査対象者にパンフレットを送付したり、説明会を開きます。そして調査の時は、十日くらい前に通知しますから、次のことを準備しておいて下さい。
- あいまいな境界は、隣の所有者と話し合い、明らかにしておいて下さい。
 - 山林原野などで、雜木の密生している境界は刈り払いをして、境界を明らかにしておいて下さい。
 - 売買や譲渡などで登記の済みでない人は早目に手続きをしておいて下さい。
- （問）現地調査の日に決まらない場合は、どうなりますか。（答）現地調査の日に決まらないれば、筆界未定として登記されます。
- （問）調査以後に境界が決った時は、個人で測量業者に依頼し測量しなければなりません。詳しいことは、市役所農林課地籍係へお問い合わせ下さい。
- などです。調査の方法は一筆調査といい、土地台帳と公団の写しを作り、一筆ごとにもれなく土地所有者の立会の上に、地番、地目、境界を現地で直接確認する作業です。
- （問）調査に間違いがあるときはどうすればよいですか。（答）調査が終つて地籍図と地籍簿ができ上りますと、閲覧をしますから、自分の土地に間違いがないかどうか確かめて下さい。もし、間違があつたら申し出て下さい。
- （問）調査に間違いがあるときはどうすればよいですか。（答）調査が終つて地籍図と地籍簿ができ上りますと、閲覧をしますから、自分の土地を測量する基になりますから、動かしたり抜いたりしないようにして下さい。
- （問）一筆調査前に準備するものがありますか。（答）市では、調査対象者にパンフレットを送付したり、説明会を開きます。そして調査の時は、十日くらい前に通知しますから、次のことを準備しておいて下さい。
- （問）もし、一筆調査で境界が決らない場合は、どうなりますか。（答）現地調査の日に決まらないれば、筆界未定として登記されます。
- （問）調査以後に境界が決った時は、個人で測量業者に依頼し測量しなければなりません。詳しいことは、市役所農林課地籍係へお問い合わせ下さい。